

# 環境影響評価制度

(ページ No.)

- 1 環境影響評価法及び北九州市環境影響評価条例の対象事業一覧 . . . . 2

## 環境影響評価法及び北九州市環境影響評価条例の対象事業一覧

	環境影響評価法 第一種事業（第二種事業）	北九州市環境影響評価条例	
<b>1 道路</b>			
高速自動車国道	すべて	—	
首都高速道路等	4車線以上	—	
一般国道	4車線10km以上（7.5km）	4車線5km以上	
大規模林道	幅員6.5m以上、20km以上（15km）	—	
<b>2 河川</b>			
ダム	貯水面積100ha以上（75ha）	貯水面積50ha以上	
堰	湛水面積100ha以上（75ha）	湛水面積50ha以上	
湖沼水位調節施設	改変面積100ha以上（75ha）	—	
放水路	改変面積100ha以上（75ha）	改変面積50ha以上	
<b>3 鉄道</b>			
新幹線鉄道（規格新線含む）	すべて	—	
普通鉄道	10km以上（7.5km）	5km以上	
軌道（普通鉄道相当）	10km以上（7.5km）	5km以上	
<b>4 飛行場</b>	滑走路長2500m以上（1875m）	滑走路長1250m以上	
<b>5 発電所</b>			
水力発電所	出力3万kW以上（2.25万kW）	出力1.5万kW以上	
火力発電所（地熱以外）	出力15万kW以上（11.25万kW）	出力7.5万kW以上	
火力発電所（地熱）	出力1万kW以上（7500kW）	—	
原子力発電所	すべて	—	
<b>6 廃棄物最終処分場</b>	30ha以上（25ha）	15ha以上	
<b>7 公有水面の埋立て及び干拓</b>	50ha超（40ha）	25ha以上	
<b>8 土地区画整理事業</b>	100ha以上（75ha）	50ha以上	
<b>9 新住宅市街地開発事業</b>	100ha以上（75ha）	50ha以上	
<b>10 工業団地造成事業</b>	100ha以上（75ha）	—	
<b>11 新都市基盤整備事業</b>	100ha以上（75ha）	50ha以上	
<b>12 流通業務団地造成事業</b>	100ha以上（75ha）	50ha以上	
<b>13 宅地の造成の事業（住宅地、工業用地を含む）</b>			
独立行政法人都市再生機構	100ha以上（75ha）	50ha以上	
独立行政法人中小企業基盤整備機構	100ha以上（75ha）	50ha以上	
<b>14 工業団地の造成事業</b>	14～23までの事業はすべて対象外	50ha以上	
<b>15 住宅団地の造成事業</b>		50ha以上	
<b>16 工場又は事業場の建設事業</b>		大気4万Nm <sup>3</sup> /時間以上又は 水質5千m <sup>3</sup> /日以上	
<b>17 廃棄物処理施設の建設事業</b>		50t/日以上（廃棄物焼却施設）	
<b>18 運動施設又はレジャー施設</b>		20ha以上	
<b>19 大規模建築物の建設事業</b>		延べ面積10万m <sup>2</sup> 又は高さ100m以上	
<b>20 土石又は鉱物の採取事業</b>		20ha以上	
<b>21 土地の造成事業</b>		50ha以上	
<b>22 道路</b>			
県道、市道			4車線5km以上
林道		2車線10km以上	
<b>23 下水道終末処理施設</b>		計画処理人口15万人以上	
○ 港湾計画	埋立・掘込み 面積300ha以上	埋立・掘込み 面積150ha以上	